

所得税法第56条及び第57条の廃止に向けた検討の早急な  
開始を求めることに関する意見書（案）

中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられている。しかし、日本の税制は、所得税法第56条により、事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払は必要経費に算入しないとされ、家族従業者の働き分（自家労賃）を必要経費として認めていない。家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者については86万円、配偶者以外の親族については50万円が控除されるのみで、これは最低賃金にも満たない額である。所得税法第56条の規定は昭和25年に制定されたが、戦前の家父長制の名残であり、現代の社会・経済状況に即しておらず、家族従業者は不利益を被り続けている。

政府は、所得税法第57条に基づき、青色申告にすれば配偶者等に支払う給与を経費にできるとしているが、平成26年から全ての中小業者にも記帳が義務化されており、これは申告方法による差別にほかならない。世界の主要国では家族従業者の働き分が必要経費として認められており、国連女性差別撤廃委員会は、日本政府に対し、所得税法第56条を改正し、女性の経済的自立を促進するため、家族企業における女性の労働を認めることを勧告している。また、本年3月13日に閣議決定された第6次男女共同参画基本計画においても、「女性が家族従業者として果たしている役割に鑑み」とした上で、「税制等の各種制度の在り方を検討する」と明記されている。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、家族従業者の労働を適切に評価し、労働実態に応じた税制とするため、所得税法第56条及び第57条の廃止に向けた検討を早急に開始するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月 日

東京都議会議長 増子博樹

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣

} 宛て